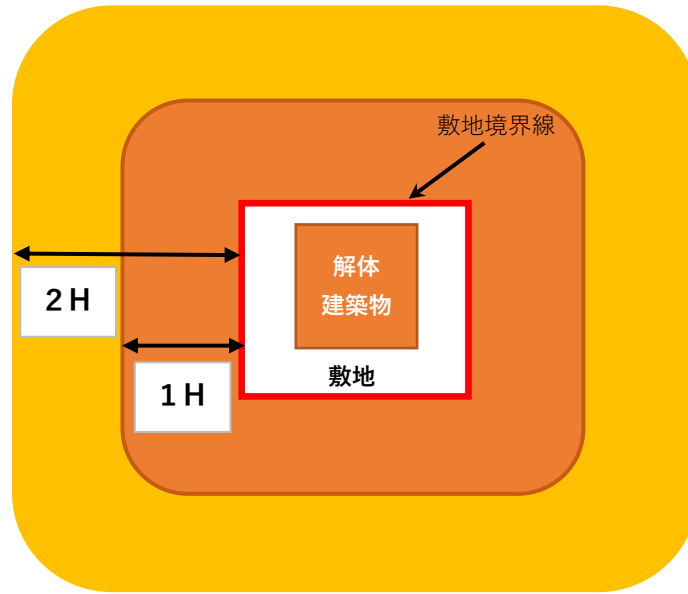


「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」に規定する説明会等を行う範囲

解体建築物に石綿（レベル1・2）が含有されている場合

解体建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内（解体建築物の高さの2倍が15mに満たない場合は、15mを範囲）にある土地又は建築物を使用する権利を有する方及び当該土地の区域内に居住する方に説明してください。



上記以外の場合

解体建築物の敷地境界線からの水平距離が15m以内の範囲内にある土地又は建築物を使用する権利を有する方及び当該土地の区域内に居住する方に説明してください。

